

平成 27 年 第 2 回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 50 号

平成 27 年第 2 回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 27 年 6 月 10 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成 27 年 6 月 19 日

2. 場 所 まんのう町役場議場

平成 27 年第 2 回まんのう町議会定例会会議録（第 1 号）

平成 27 年 6 月 19 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開会

出席議員 15 名

1 番 竹 林 昌 秀	2 番 川 西 米希子
3 番 田 岡 秀 俊	4 番 合 田 正 夫
5 番 三 好 郁 雄	6 番 白 川 正 樹
7 番 白 川 年 男	8 番 白 川 皆 男
9 番 大 西 樹	10 番 藤 田 昌 大
11 番 松 下 一 美	12 番 三 好 勝 利
13 番 大 西 豊	14 番 川 原 茂 行
15 番 関 洋 三	

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

4 番 合 田 正 夫	5 番 三 好 郁 雄
-------------	-------------

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 青 野 進	議 会 事 務 局 課 長 補 佐 常 包 英 希
-------------------	---------------------------

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義	副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 斉 藤 賢 一	総 務 課 長 齋 部 正 典

企画政策課長	高 嶋 一 博	税 務 課 長	脇 隆 博
住民生活課長	森 末 史 博	福祉保険課長	川 田 正 広
会計管理者	仁 木 正 樹	健康増進課長	見 間 照 史
建設土地改良課長	池 田 勝 正	産業経済課長	高 橋 守
琴南支所長	雨 霧 弘	仲南支所長	和 泉 博 美
学校教育課長	尾 崎 裕 昭	社会教育課長	長 森 正 志
水道課長	天 米 賢 吾	地籍調査課長	山 内 直 樹

○関洋三議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。

本日は、平成27年度第2回まんのう町議会定例会を招集いたしましたところ、公私ともに大変御多忙の中、御参集をいただきましてありがとうございます。

先般、6月15日に満濃池のゆる抜きが盛大に行われ、讃岐平野の田植えが一斉に始まりました。ことは満水に近い状態でのゆる抜きでした。

本日、上程いたしておりますのは議案4件でございます。慎重審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げまして開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

○青野議会事務局長 それでは、御報告申し上げます。

初めに、町長から地方自治法第149条の規定に基づく議案4件を受理いたしました。

次に、会議規則第14条3項の規定に基づく委員会提出議案2件を受理いたしました。

次に、会議規則第14条2項の規定に基づく議員提出議案1件を受理いたしました。

次に、去る4月30日、本屋敷議員辞職に伴う建設経済常任委員会委員の欠員については、5月19日に総務常任委員会関議長から建設経済常任委員会への所属の変更したい旨の申し出がありましたので、まんのう町委員会条例第7条第5項の規定により、申し出のとおり変更いたしましたので報告いたします。

次に、組合議会関係について、平成27年2月23日、平成27年中讃広域行政事務組合議会2月定例会が開催され、議案第1号 平成26年度中讃広域行政事務組合一般会計

補正予算（第４号）ほか１３件が審議されております。

平成２７年３月２８日、香川県中部広域競艇事業組合議会３月定例会が開催され、議案第１号 専決処分第１号の承認について（香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について）ほか３件が審議されております。

平成２７年３月３０日、平成２７年第１回仲多度南部消防組合議会定例会が開催され、議案第１号 仲多度南部消防組合職員の給与に関する条例等の一部改正についてほか３件が審議されております。

平成２７年５月２５日、平成２７年中讃広域行政事務組合議会５月定例会が開催され、議案第１号 監査委員議会選出の選任の同意についてが審議されております。

次に、監査関係ですが、まんのう町監査委員より、平成２７年１月分から２７年４月分の一般会計収支、各特別会計収支及び水道事業会計収支の出納検査の報告が参っております。

次に、町長より、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、報告第１号として、平成２６年度まんのう町繰越明許費繰越計算書の報告、報告第２号として、平成２６年度まんのう町事故繰越し繰越計算書の報告、また、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、報告第３号として、まんのう町土地開発公社の経営状況に関する書類、報告第４号として、一般財団法人琴南振興公社の経営状況に関する書類、報告第５号として、有限会社仲南振興公社の経営状況に関する書類の提出がありましたので、お手元に配付しておる書類をもって報告にかえさせていただきます。以上で、議会報告を終わります。

○関洋三議長 議会報告を終わります。

日程第１ 議会運営委員会報告

○関洋三議長 日程第１、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川正樹君。

○白川正樹議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会の６月定例会運営に関する報告を申し上げます。

６月１６日、午前９時３０分より、第１委員会室におきまして、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員６名が出席いたしまして、６月定例会の運営について慎重に審議しました。

また、まんのう町議会会議規則、まんのう町議会傍聴規則の一部改正については、委員会として上程いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第１号について御説明を申し上げます。

日程第１ 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第２ 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定 本日から 7 月 1 日の 13 日間といたします。

日程第 4 議席の一部変更について

日程第 5 町政報告

日程第 6 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第 7 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第 8 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長

日程第 9 P F I 問題対策特別委員会の委員長報告 P F I 問題対策特別委員長

日程第 10 発委第 1 号 まんのう町議会会議規則の一部改正について 即決でお願いします。

日程第 11 発委第 2 号 まんのう町議会傍聴規則の一部改正について 即決でお願いします。

日程第 12 議案第 1 号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第 13 議案第 2 号 まんのう町診療所管理運営事業基金条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第 14 議案第 3 号 香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について 即決でお願いします。

日程第 15 議案第 4 号 平成 27 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 1 号 予算決算特別委員会付託

日程第 16 発議第 1 号 非核平和都市宣言に関する決議案について 即決でお願いします。

一般質問は 6 月 22 日、23 日の 2 日間、本会議にて行います。

以上の日程で意見の一致を見、11 時 30 分、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

質問者、10 番、藤田昌大議員。

○藤田昌大議員 失礼します。議運の委員長にお尋ねしたいと思います。

まず最初に、この議事日程についてであります。この議事日程を見ますと、7 月 1 日まで行うということでもあります。この議事全体を見て、上部機関の条例変更なり、そういった部分の発委でありますし、それぞれの特別職の部分だとか診療所、総合事務組合、これ、大体上部の変更で変わっているような状況が非常に多いんです。こういった中で、ここで即決しても別にかまんような部分でありますし、全体の議案を見てみますと、あんまりそういった部分で本当に時間をかけてじっくりせないかんのかという部分が、そら、せないかんのは事実ですけども、そこまで議論をする部分がないだろうと思うんです。そういった中では、もうちょっと日程を短縮していきながら、例えば 1 日にこういった部

分をするだとかすれば、もうちょっと日程が短縮できるんじゃないかと思います。

例えば、本日の提案の部分でありますけれども、この議案の提案からいきますと、私はもう昼までには終わるんじゃないかなと思うんです。そういった部分では、終わったら1時間なり休憩として一般質問に入るとか、そういった方法もとれるんじゃないかなと、私は前にも一遍そういったことを言ったと思うんです。そういった意味で、今度の新しい議会になりまして、新人が非常に強力に議運を進めるということで意欲が十分見えたので、私も十分期待はしてました。残念ながら従来方針を踏襲するような状況でありますし、かえって後退しているんじゃないかなと、そういった部分が見えますので、議運の中でそういった話が取り扱われたのか、扱われてないのか、一点だけ質問します。

それともう一点は、私、二つの意見書を出したんでありますけれども、今の状況の中で、非常に町民や町議会がやっぱりきちとした政治姿勢を示さないかんという意味で私は意見書を出しました。議長預かりなり没になったようでありますけれども、その経過をぜひ説明していただきたいと思うんです。

もう一点は、労働者派遣法の改悪に反対する意見書だったと思うんです。それについては、婚活、婚活と、若者の結婚の意思を高めようということが議会でもなされてました。その大きな原因は、一つは政治不信でありますし、一つは賃金が安いから結婚できないという若者が非常に多いんです。そして3年間で派遣を切って、次の職場、次の職場、そういった部分で、企業を優遇するような部分で、労働者、すなわち納税者を保護するような部分じゃないんです。

○関洋三議長 藤田議員、意見書の内容は皆さんわかりませんので。

○藤田昌大議員 そういった部分で、二つの戦争法は戦争の部分で、今、非常に国会で議論することが違憲だという弁護士の見解もあります。そういった部分を含めて出しておりますので、その二つの部分と、三つ、ちょっと委員長の答弁をお願いしたいと思います。

○関洋三議長 よろしいですか。

答弁、議会運営委員長。

○白川正樹議会運営委員長 初めの日程の件ですけれども、昨年もしろいろ一つの問題で1日ぐらい費やしたということもありまして、今回、予備日も含めて日程を決めさせていただきました。

○関洋三議長 続いてお願いします。続いて、答弁。

○白川正樹議会運営委員長 議長預かりになった件ですけれども、時間をかけて字句も含めて勉強するために議長預かりとさせていただきます。

○関洋三議長 再質問、10番、藤田昌大議員。

○藤田昌大議員 日程の部分で、何か淡泊な答弁で非常にわかりにくいんでありますけれども、やはり6月議会ですから、まんのう町議会の場合は、従来は1日で終わりよった部分なんです。その議会を見たら、やはりそういった部分で、全部即決で終わって、そ

して予算決算委員会に回さなくても、ここで議論すりゃ、全員改めて別の日に招集するような事案でないと私は思ってるんです。中身を見ますと、議会の部分であったり、高篠小学校であったり、これ、事前にわかったら全部わかる分です。新たに再質問して、委員会です。

○関洋三議長 それは藤田議員の意見でしょ。まず質問にしてください。

○藤田昌大議員 それらの経緯が全然わからんので、ぜひ答えていただきたい。

それともう一つ、二つについては審議する場が別途あるということですね、6月議会以降に。

○関洋三議長 再答弁、委員長。

○白川正樹議会運営委員長 議事日程につきましては、先ほども言いましたように、予備日も含めて全会一致で日程を決めさせていただきました。

それで、さっきも言ったんですけれども、字句とかいろんなことを含めて、まだ議運のメンバーも勉強するのがあるだろうということで、議長預かりとさせていただきました。

○藤田昌大議員 もうええわ。

○関洋三議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

次の日程に入ります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○関洋三議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、4番、合田正夫君、5番、三好郁雄君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○関洋三議長 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から7月1日までの13日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、会期は13日間と決しました。

日程第4 議席の一部変更について

○関洋三議長 日程第4、議席の一部変更を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において、一部変更いたします。

一部変更の議席諸君の氏名と、その議席番号を事務局長に朗読させます。

○青野議会事務局長 それでは、報告をさせていただきます。

7番、白川年男議員、8番、白川皆男副議長、9番、大西樹議員、10番、藤田昌大議員、11番、松下一美議員、12番、三好勝利議員、13番、大西豊議員、14番、川原茂行議員、15番、関洋三議長、以上です。

○関洋三議長 ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

ここで、約3分程度休憩をとります。移動をお願いいたします。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時51分

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

次の日程に入ります。

日程第5 町政報告

○関洋三議長 日程第5、町政報告を行います。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それでは、3月定例議会以降の町政報告をさせていただきます。

3月末現在の本町の住民基本台帳人口は、昨年同期と比べまして240名減の1万9,527名となっており、そのうちの65歳以上の高齢者は92名増の6,556名となったところで、高齢化率は昨年度比0.77ポイント増の33.57%と増加となっており、団塊の世代が65歳以上となる本年度以降も、人口が減少する中で高齢化率は増加するものと推測されています。

町内の外国人数についても8名減の153名で、世帯数は4世帯減の117世帯と、昨年3月末同期より微減となっております。ただし、世帯数では昨年3月末同期と比べて9世帯増の7,414世帯と核家族化が顕著となっておりますところでございます。

このことからわかるように、全国的に毎年統計から確実に少子高齢化が進展しているのが見てとれるところですが、政府としても抜本的対策を講じる必要が喫緊の課題として、昨年9月に地方の人口減少打開のため、まち・ひと・しごと創生本部が安倍首相の肝いりで設置されました。

これにより日本の人口の現状と将来の姿を示し、若年層の就労・結婚・子育て支援、東京一極集中の歯どめ、地域課題の解決といった基本方針のもと、今後、目指すべき将来の方向を提示する長期ビジョン及びこれを実現するため、今後、5カ年の目標や施策、基本的な方向を提示する総合戦略が閣議決定されたところでございます。

本町におきましても、速やかなる対策を講じることとして第1回のまち・ひと・しごと創生有識者会議を5月29日に開催し、具体的な骨格づくりに着手いたしました。

この有識者会議では、地域の産業界、大学、金融機関、労働団体、マスコミも一体となった産学官金労言の連携により進めるとともに、K P I、つまり重要業績評価指標をきちんと設けた上で、P D C Aサイクルを機能させながら、本年10月末をめどに地方創生総合戦略を仕上げていくことが不可欠と考えております。

そして、私たち基礎自治体としては地方創生を一過性のブームで終わらせないためにも、今後は地域経済を自立させること、地方が成長する活力を取り戻すことが重要となってきます。

地方の活性化はお金がないからできないのではなく、知恵がないからできないと言われていますが、まさに的を射た答えであります。どうか職員だけでなく、住民の皆様からも奇抜な発想や夢物語でも結構です。多くのさまざまな御意見を集約する中で、必ず現実味に結びつくきらりと光るアイデアが必ず見つかるはずです。ほかにない本町独自の地域特性を生かした施策に取り組み、魅力あるまちづくりを創造してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

ただ一点、行政が頑張れば頑張るほど民間は行政に依存してしまうという矛盾があります。これが地方創生事業における難しさでもあり、一番の大きな問題でもあると考えておりますので、初期投資は惜しみませんが、将来の自立計画が立たない事業は土俵に上がることができないのは言うまでもないと考えております。

続いて、四国地方の梅雨入り情報は、高松地方気象台より、本年は平年より2日早い6月3日に梅雨入りしたと発表されました。

曇り空が多くなりましたが、期待している雨のほうは九州地方で大雨をもたらしているものの、今日現在、梅雨前線が九州南部に停滞していることから、本町を含めた瀬戸内では現在のところ少雨傾向であり、今後の空模様が気になるところでございます。

満濃池においては、例年どおり6月15日に無事ゆる抜き神事が挙行され、中讃地域では初夏の風物詩でもあります田植えが本格的に始まりました。貯水量は春先の雨が多かったこともあり、平年より多目の99%超えで安定水量を確保しているところであります。

その他のため池も安定した貯水状況となっていることから、本年の農業用水には余り心配することはないと思いますが、住民の皆様には、水を多く使用する夏場を迎え、農業用水だけでなく、飲料水である上水道も含めた節水に努めていただきますようお願い申し上げます。

次に、御心配をかけております満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業で整備した施設の品質問題に係る報告であります。

3月15日に第3回のP F I事業問題第三者検討委員会が開催され、420項目にわたる品質問題に係る具体的解決方法を導き出させていただきました。この解決方法に基づき、P F I事業者に要求していた品質問題解決計画の提出を得、明後日に開催される第4回第三者検討委員会においてその内容を検討いただくことで、問題解決への見通しがほぼ立ってきたと考えております。

今後は、契約に関する問題等について速やかな対応を図るべく取り組んでまいりますので、御理解のほど、お願い申し上げます。

それでは改めて、一昨年5月に開館してから2年ほどが経過しました町立図書館及びスポーツセンターまんのうの平成26年度利用状況をお知らせいたします。

図書館利用登録者総数は6,145人で、昨年比30%以上の伸び率であります。利用者数におきましても約8万8,000人に御利用いただいております、貸出冊数においても13万4,000冊を超えるなど、毎月1万冊以上の貸し出し状況となっております。

また、スポーツセンターまんのうの利用状況では2万1,000人を超え、順調に利用者がふえており、逆に予約がとりにくいといううれしい悲鳴が届いていることなどから、本当に多くの方に愛され、御利用いただいておりますことを大変うれしく思っていると同時に、無駄のない運用となるようさらなる協議を行ってまいります。

そして、今後も町民の皆様喜んでいただける文化・教育の拠点づくりとしての施設運営及び管理に全力を傾注してまいりますので、議員各位におかれましても、さらなる御提言とお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

次に、学校教育関係では、27年度の町内小中学校の新入学生は、小学生167名で昨年に比べて11名の増、中学生157名で昨年より34名の大幅増となっております。保育所・幼稚園の入所入園状況でも多少の増減はありますが、当分の間は160名前後の安定した人数で推移するものと思われまます。

なお、琴南中学校においては、来年3月末をもって残念ながら閉校となるところですが、子供たちにとっては一日一日が貴重でかけがえのない時間であります。先輩たちが脈々とつづってきた歴史と伝統をしっかり受けとめ、みずからが新たな歴史の一コマを後世にしっかりと伝えていただければと思います。

行政といたしましても、琴南中学校を琴南地区の核となり得る拠点としての施設創造を行うことで新たな息吹きを吹き込み、地域活性化を推進してまいります。

次に、建築がおくれておりました仲南地区の幼保一体化施設である仲南こども園でございますが、6月15日に完成するに至ったことから、今後は、竣工式の後、荷物の搬入等を経て、9月1日の開園に向けての準備に全力で取り組んでまいります。

次に、本年も5月17日の神野地区を皮切りに、6月14日の長炭地区までの7カ所で、各地区自治会長様を初め、役員の方々と町政懇談会を開催いたしました。年に一度のことではありますが、直接住民代表の皆様と膝を突き合わせての意見交換会は行政を身近に感じていただけるだけでなく、幹部職員の意識改革にも役立つなど、親近感を深めることができますことは大変有意義なことであると感じているところであります。

続きまして、県下でも注目されております地域公共交通機関のデマンドタクシー、別名あいあいタクシーの26年度実績は1万1,406名で、昨年度に引き続いて425名の増加となっており、1日当たりの乗車数では、昨年の約45名から47名と、堅調に推移しています。

今後も、公共交通機関の空白地帯を補い、交通弱者の足として気軽に利用でき、使い勝手のよい公共交通システムとなるようさらなる改善に努めてまいります。

次に、健康増進関係では、かりん健康センターでの職員体制及び検診業務が充実してきたことから、町民の利用度合いが日増しに高くなりました。昨年末には駐車場の拡張整備を実施いたしましたので、複数の巡回検診車両による精度の高い検診業務が可能となったところであります。

また、昨年度から新規事業としてスタートいたしました若いお母さんの子育て支援の一環である、つどいの広場事業では、１年間で保護者も合わせて２，８６４名もの御利用をいただいておりますことから、さらなる体制整備の充実を図ることで、女性に優しく、頼りがいのある子育てがしやすい町となるよう努めてまいります。

次に、福祉保険関係では、昨年度末にまんのう町第３期障害者福祉計画及び第４期障害福祉計画を策定いたしました。まんのう町第３期障害者福祉計画では今後６年間、第４期障害福祉計画では３年間において、障害者が地域の中で人格と個性を尊重され、住民が障害の有無にかかわらずお互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる共生社会の実現に向け、鋭意取り組んでまいるところでございます。

次に、敬老会のあり方についてでございます。

予定の３カ年が経過したことから、今後の新たな方向性について、諮問機関である敬老会あり方検討委員会より、今まで地域が主体となって開催されておりました地区別分散型敬老会を公平性と均衡の確保及び費用対効果の観点から、平成２７年度は声かけ重点型事業を全町統一して実施されるようにとの答申が提出されました。町といたしましても答申書を参考としながら、早期に方針を詰めていきたいと考えておるところでございます。

次に、防災についてでございます。

大雨洪水に端を発した土石流危険区域及び急傾斜地崩落危険箇所について、昨年度末までに土砂災害防止法に基づき、香川県が町内全域にわたり土砂災害特別警戒区域及び警戒区域を調査公表し、指定されたところでございます。通称レッドゾーン、イエローゾーンと呼ばれているものであります。特にレッドゾーンに指定されますと、住宅建築の構造基準に規制がかかる上、都市計画区域外において建築確認申請を要さない建築物を建築する場合であっても、計画敷地の過半がレッドゾーンにかかる場合については建築確認申請が必要になるなど、中山間地域で住宅を建築する場合は注意が必要となってまいりますので、お気軽に担当課まで御相談をいただきたいと思います。

また、地すべり区域として、地すべりしている区域または地すべりするおそれのある区域の公表が近々行われますが、幸いなことに本町ではレッドゾーンは該当がなく、イエローゾーンのみとなっていることから、情報が入り次第に住民周知をさせていただく手はずとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、南海トラフ巨大地震に対する備えでございます。

皆様も御存じのとおり、今や日本各地で大地震や火山活動が頻発しております。香川県

からも南海トラフを震源とした巨大地震に備えることとして啓発ビデオが市町に配布されておりますので、ぜひとも集会時に視聴していただき、地震対策に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

本町といたしましても、この５月に訂正した地域防災計画を策定いたしましたので、計画に従い避難場所運営等の具体的対策に取りかかっているところでございます。

住民の皆様方には、今そこにある危機意識を高めていただき、誰かが助けてくれるとの他力本願は無意味となりますので、まず自分の命を守る対策を講じていただき、次に地域での共助体制である自主防災組織の充実に努めていただきますよう強くお願い申し上げます。

続きまして、本町の交通安全施策関係でございます。

昨年は２件の交通死亡事故が発生し、２名のとうい命が犠牲となったところでございますが、その後、各交通安全推進団体がさまざまな交通安全施策に御尽力をいただいたことが功を奏し、交通死亡事故は昨年７月２４日以降３３０日がたった今日、ゼロ人と喜ばしい状況で推移いたしております。今後も気を緩めずに各種団体、警察と連携を密にしながら、悲惨な死亡事故撲滅活動を継続し、まずは年末までの死亡事故ゼロを何としても達成できるよう頑張っております。

次に、建設土地改良関係では、町内の５，０００トン以上、１０万トン未満のため池ハザードマップ作成では、昨年度に８０カ所のうちの５０カ所を調査いたしましたので、今後、被害想定区域住民に対して公表を行うことで住民の不安を少しでも緩和し、緊急時の避難経路確保に役立てていただければと考えております。

なお、本年度は予算の関係から８カ所のみの調査を依頼する計画であるため、全てが終了するのは２８年度の予定でございます。

次に、産業経済関係では、４月２９日に国営讃岐まんのう公園において、春らんまんフェスタ・まんのうの日を開催いたしました。当日は快晴で８，４５２人と多くの来場者を迎えたことで、まんのう町をしっかりとアピールができたと考えております。

５月１日には地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業として、２０％のプレミアムつき商品券２億１，０００万円相当の抽せん受け付けを行いました。これは地域における消費喚起に直接効果がある事業に的を絞る観点から、原則として主に個人に対する直接の給付事業を対象とするものであります。７月初旬に抽せんとなりますが、現在のところ、まだ少し余裕がありますので、７月中旬に改めて周知の上、残り分の発行を予定いたしておりますので、御利用いただければ幸いです。

次に、本年度の新規事業における目玉と考えております若者の定住促進を図る住宅取得補助制度でございます。

現在、早くも１８件の申請が提出されており、町外からの問い合わせも含めて上々の滑り出しになったと考えております。

町の活性化のためには人口減少をいかに抑制できるかが大変重要となってくるので、

地方創生に絡めて本町に魅力を感じていただけるさまざまな事業を発案、推進することで、自治体間の厳しい生き残り競争に活路を見出せるものと考えております。そして、若者の転出を防ぎ、町外の方が住んでみたいと思っていただける子育てのまち、まんのうとなるよう努めてまいりますので、御支援をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、3月定例議会以降の町政の一端を述べさせていただきました。厳しい財政状況ではございますが、住民本位の政策を真摯に取り組んでまいりますので、今後とも議員各位におかれましては、御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、各課の町政報告につきましては、お手元に御配付させていただいておりますので、お目通しをいただきたいと思います。以上でございます。

○関洋三議長 町政報告を終わります。

日程第6 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）

○関洋三議長 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、田岡秀俊君。

○田岡秀俊教育民生常任委員長 それでは、教育民生常任委員会の委員長報告を行いたいと思います。

去る5月19日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員5人全員、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、学校教育課長の出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査について、その他であります。

町長挨拶の後、高篠小学校、仲南こども園建設現場の現地視察を行った後、第1委員会室に戻り、学校教育課長より報告を受けました。

まず、学校教育課長より、高篠小学校の大規模改修について、国へ補助金申請していた1,700万円が不採択となったが、協議を行った結果、今年度、予定どおり行うとしたことについての理由の説明、また、不足額は起債で対応することとしたことの報告がありました。

委員より、予算の内訳についての質疑があり、執行部より、工事予算額1億2,000万円のうち地方債を1,620万円増額、一般財源を80万円増額し、不足分1,700万円を賄いたいとの説明がありました。

また、委員より、過去の校舎改修の補助対象事業との違いについて質疑があり、執行部より、過去の事業は耐震工事であったため、補助優先順位が高く、補助事業として採択された。今回は耐震工事ではないため、優先順位が低く、不採択となったとの説明がありました。

以上、報告、説明、質疑、答弁を行った上、教育民生常任委員会としては、全会一致で

予定どおり実施の方向で了解いたしました。

次に、総務課建築技師より、仲南こども園の工事概況報告があり、6月14日工事完了予定、各種検査の後、6月末引き渡しの予定であるとの報告がありました。

委員より、のり面の土の流れについて質疑があり、執行部より、上部の樹木の根の影響があるようで、業者と手直しについて協議を行っているとの答弁がありました。

また、委員より、屋根の材質について、コケがつきやすくないか、メンテナンスは大丈夫かとの質疑があり、執行部より、業者に確認するとの答弁がありました。

また、委員より、SPCの保守点検業務と仲南こども園の関係について質疑があり、執行部より、それについては整理し、確認するとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、正午に委員会を閉会いたしました。

引き続き、去る6月4日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員5人全員、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員の出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査について、その他であります。

町長挨拶の後、各課より報告を受けました。

まず、琴南支所長より、内科・歯科両診療所の平成26年度の診療状況について、対前年度比で件数、延べ人数、診療報酬とも減となっている。また、本年4月より公設民営化となった造田歯科診療所の4月、5月の診療状況は昨年同期よりほぼ倍増している。その要因は、町外の施設及び在宅の訪問診療を行ったためであるとの報告を受けました。

委員より、訪問診療はどこへ行ってもいいのかとの質疑があり、執行部より、診療所から半径16キロ以内であれば可能である。三豊市なら山本町あたりまでであるとの答弁がありました。

また、委員より、町外の訪問診療を行うことにより、町内の患者の診療に影響はないのかとの質疑があり、執行部より、民営であるので半径16キロメートル以内の町外訪問診療は問題ない。現在の地元の患者数、そして予約制をとっているのもので、その空き時間に行っており、影響はないとの答弁がありました。

また、委員より、在宅診療は地元にもニーズはあるのでは。医療と介護の連携の上で歯科医師との情報交換は大事である。地域包括ケア会議に木村先生も参加していただくべきではとの質疑があり、執行部より、口腔ケアは大切である。今後、地域包括ケアシステムの実現に当たり、地域ケア会議の推進は重要である。本人はもちろん、医師会とも相談していくとの答弁がありました。

次に、住民生活課長より、行事報告、人口・世帯数・高齢化率の報告、環境では資源ごみの収集量が毎年減ってきている。要因はスーパーなどが集めている影響だと思われること、また、火葬事業は年々自宅葬が減り、会館葬がふえてきていること、太陽光発電補助金申請は減っていること、間もなくバキュームカーの購入の入札を予定していることなどの報告がありました。

委員より、全く身寄りのない人の葬儀はどのようにしているのかとの質疑があり、執行部より、近所の方や地区民生委員さんの協力もいただき火葬を行っている。また、行旅死亡人については、町のほうで制度に基づき責任を持って行っているとの答弁がありました。

委員より、一斉清掃の際の分別について質疑があり、執行部より、昨年まで仲南地区では分別を行っていたが、満濃地区、琴南地区では行われていなかった。昨年、エコランドと地元との協定改正もあり、今年度より全町で分別をお願いしているとの答弁がありました。

委員より、火葬場の炉の改修工事の予定について質疑があり、執行部より、本年8月ごろになる予定であるとの答弁がありました。

また、委員より、可燃ごみの週2回収集は好評であるとの意見がありました。

次に、福祉保険課より、各種事業報告、障害者自立支援給付に関する行政事件訴訟では、現在、進行協議が行われていること、国民健康保険給付の状況、国保医療費は昨年度本町は一人当たり40万円余りで、県下8市9町での順位は高いほうから10番目であったこと、入院が減り調剤は微増傾向であること、また、後期高齢者医療の医療費については県内順位11番目であったこと、敬老会あり方検討委員会の答申について、介護保険の状況、地域包括支援センター関係では、29年度からの新しい総合事業に向けた取り組みについてなどの報告がありました。

委員より、戦没者追悼式について年々参列者が減ってきている。平和の集いのような形にして、子供たちの参加と次世代に語り継ぐことも考える時期ではとの質疑があり、執行部より、遺族会、そして教育委員会とも相談しなければならない。平和の集いも含め、いろいろと議論の余地があるとの答弁がありました。

また、委員より、子供に語り継ぐということで、先日、三豊市で子供たちも参加した行事があった。参考にして、今後は教育委員会の中でも話をしていくべきではないかとの意見がありました。

また、委員より、患者の医療情報の入った医療カードはできないのか。薬の重複なども減ると思うとの意見があり、執行部より、本人の状況を誰が管理し最新のものにしていくのか。データ管理など、現在はシステム上難しい。また、薬についてはかかりつけ薬局とお薬手帳の普及で行っていくとの答弁がありました。

また、委員より、全国的に介護職員が不足している。まんのう町ではどうなのかとの質疑があり、執行部より、介護職員の確保については余裕はなく苦慮しているが、特養など町内の施設では人材の定着に努め、今のところ大丈夫である。新たなサービスなどは人材不足のためなかなか立ち上がらないのかもしれないとの答弁がありました。

次に、健康増進課より、各種行事・事業報告、交付等の実績報告、特定健診の受診状況、27年度の重点事業である子どもインフルエンザ予防接種助成事業の説明、予防接種事故災害補償規定の改正について、補償金額の増額、かんたんフィットネス、温泉送迎バス、子育て支援つどいのひろば、ヘルパーのそれぞれ利用状況などの報告がありました。

委員より、住民の健康増進のため、フィットネスなどはもっと住民にPRすべきでは、また、バスの点検整備はしっかりとやってほしいとの意見がありました。

執行部より、フィットネスは今後も適正利用を図っていききたい。若い人はスポーツセンターまんのうも利用している。仲南会場は利用が少ないので啓発していききたいとの答弁がありました。

また、委員より、5歳児健診は行っていないとのことだが、発達障害等の早期発見のため、幼・保施設の巡回はしているのかとの質疑があり、執行部より、昨年度は保健師や早期支援教育コーディネーターが保育所19件、幼稚園39件、小学校38件、中学校8件、巡回相談を行った。先生方にも見てもらっているとの答弁がありました。

また、委員より、子育て支援として病児・病後児保育の施設ができないのかとの意見があり、執行部より、検討していききたいとの答弁がありました。

また、委員より、予防接種事故災害補償は製薬会社独自の補償と併用できるのかとの質疑があり、執行部より、医薬品会社が加入する医薬品医療機器総合機構法に基づく救済とあわせて補償されるとの答弁がありました。

また、委員より、インフルエンザ予防接種の料金に医者により差があるのはなぜかとの質疑があり、執行部より、医療機関の規模によってワクチンの使用料が違い、それによりワクチンの購入方法（種類・単価）も違うため、接種料金に差が生じるとの答弁がありました。

次に、学校教育課より、各種行事報告、琴南中学校閉校記念事業実行委員会を立ち上げ、記念誌、記念植樹などの協議に入ったこと、また、閉校式は来年3月24日の予定であること、高篠小学校大規模改修についての詳細及び5月27日に公示し、6月23日入札予定であること、高篠・四条両体育館の天井撤去について、仲南こども園は6月末で工事が終わり、引き渡しを受ける予定で、竣工式を8月22日に予定していること、下内田自治会からの要求書について、早期支援教育センターたむ設立について、志水先生、秋田先生の講演会についてなどの報告、説明がありました。

委員より、下内田自治会からの要求書について質疑があり、執行部より、琴南中学校閉校について住民説明を求める意見があったため、閉校の議決に至った過程を先日文書で回答したとの答弁がありました。

また、委員より、閉校後の琴南中学校の公文書の保管について質疑があり、執行部より、満濃中学校で管理していくことになるとの答弁がありました。

また、委員より、通学バスについて質疑があり、執行部より、ことし、入札を行い、町内業者でもある琴空バスと契約したとの答弁がありました。

また、委員より、自転車通学の交通安全について、本年6月1日より法改正もあり、左側通行、歩道での通行など、学校のほうでいま一度指導をすべきではとの意見がありました。

次に、社会教育課より、各種行事報告、町立図書館の利用状況、スポーツセンターまん

のうの利用状況、まんのう天文台の利用状況、町広報などで啓発を行っていることなどの報告を受けました。

委員より、切り絵、油絵とかの同好会より常設展示場所の要望があるがとの質疑があり、執行部より、今後、空き教室の活用など常設展示場所の確保を検討していきたいとの答弁がありました。

また、委員より、天文台の活用について、まだ知らない先生もいる。まず現場の先生などにもっと周知し、見学してもらうべきではとの意見があり、執行部より、理科の先生などに啓発していきたいとの答弁がありました。

また、委員より、子ども未来夢基金を使った事業の進捗状況について質疑があり、執行部より、現在、スポーツテストなどミズノに相談をかけており、夏休みごろからになると思う。また、芸術文化部門では、森のコンサートに招く楽団に町内全ての小学校訪問をしていただく予定である。サイエンス部門は来年度以降になるとの答弁がありました。

また、委員より、まんのう町総合教育会議について質疑があり、執行部より、現在、事務局で大綱の骨子案をつくっている。でき次第、教育委員会に諮り、総合教育会議を開いて、今年度中に町教育大綱を策定するとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後４時２５分に委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから休憩をとりますが、休憩期間中に、一部、これからの委員長報告の原案についてちょっと調整をさせていただくことがありますので、休憩時間を２０分間とります。ただいまから１０時５０分まで休憩をいたします。

休憩 午前１０時３２分

(白川年男議員退席 午前１０時４７分)

再開 午前１０時５２分

○関洋三議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第７ 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

○関洋三議長 日程第７、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る６月２日、午前９時３０分より、第１委員会室におきまして、委員全員、議長同席

のもと、執行部より、副町長、総務課長、所管課長全員出席のもと、建設経済常任委員会を開催いたしました。

議題は、建設経済関係の所管事務調査、その他であります。

まず、町道改良工事で杉ノ上秀石線、買田まんのう線、生間線等の現地を、県営中山間総合整備事業で長尾地区、川東地区の圃場整備現場を、鳥獣被害防止総合対策事業で江畑東地区の防護柵設置予定地をそれぞれ視察いたしました。

その後、第1委員会室におきまして、地籍調査課より調査済み地区の工程検査等の報告のほか、今年度、調査を行う炭所西字草井坂から宮ノ下について公告を行ったこと、地図混乱地区の集団和解による地図訂正説明会を行ったこと、平成27年度地籍調査測量業務委託先が入札により三島開発コンサルタント株式会社に決定したことなどについて報告がありました。

委員より、事業の人件費部分については国庫補助対象となっておらず、財政面で負担を強いられていることから、今後、事業進捗を図る上で国に財源措置の働きかけをする必要があるのではないかとの意見がありました。

また、委員より、地図訂正説明会について質疑があり、執行部より、地権者40名による和解が進んでおり、8月中にはまとまる予定であるとの説明でありました。

次に、産業経済課より、農業委員会関係で定例会の実施状況報告や、農地中間管理機構の担当者が6月から2名体制となること、農林振興関係で琴南地区で3,000匹の鮎の放流が行われたこと、商工観光関係でプレミアム商品券について有効応募数2,026通、申し込み金額約1億6,500万円となっており、目標には届いていないこと、また、今後、キャンセルも見込まれていることから、今後、追加販売を予定しているなどの報告がありました。

委員より、商品券の追加販売を行う時期について質疑があり、執行部より、商品券の引き換え期間が終了する7月5日を過ぎなければ額が確定しないことから、それ以降で2次販売を行い、目標の2億円分を完売したいとの答弁であり、委員より、商品券の有効期間が12月末までと短いことから、利用者のためにもなるべく早く販売告知をする必要があるとの意見がありました。

また、委員より、申し込みが少なかった要因についても質疑があり、執行部より、有効期限が6カ月と短いこと、往復はがきでの手続が煩わしいこと、申し込み多数の場合は抽せんとなると周知したことなどが原因であると考えているとの答弁でありました。

また、委員より、農地中間管理機構の実績や問題等について質疑があり、執行部より、全国的に低調であるが、本町は集積面積は目標に達していること、貸し手側の農地は山間地の条件の厳しい農地が多く、借り手側が希望する農地は平たん地で圃場整備が完了した農地であり条件が合わないこと、山間部の農地については鳥獣被害の少ない作物を考える必要があることなどとの答弁でありました。

委員より、今後、ふえる耕作放棄地の解消や農地の集約化、農業の担い手育成のための

町の施策や計画をどう考えているのかとの質疑があり、執行部より、圃場整備やかんがい用パイプ配管の布設などの整備も農地の利用促進につながるとは考えているとの答弁でありました。

次に、建設土地改良課より、土地改良・公共土木等の事業進捗状況、ため池の貯水状況、下水道・農業集落排水事業、多面的機能支払いの実施状況と計画、中山間地域総合整備事業、国営農業用水再編対策事業、民間住宅耐震診断・耐震改修補助制度、森林管理道琴南・財田線の計画等について、それぞれ説明と報告がありました。

委員より、繰り越しをしている町道長谷吹佐古線の災害復旧工事の一つが進捗率ゼロ%となっていることについて質疑があり、執行部より、工事箇所が2カ所あり、同時施工の場合、全面通行止めとなり、迂回路がないため利用者に不便をかけることから時差を設けたとの答弁でありました。

また、委員より、長尾地区圃場整備計画では用水路を開渠としているが、地権者にかんがい用パイプ配管を導入している圃場を案内するなどしてパイプ配管のメリットを十分説明したのかとの質疑があり、執行部より、近隣にパイプ配管をしている圃場があり、その効果は知っていると思われること、また、水路を開渠にすることは地元の意向であるとの説明であり、委員より、水稻以外の作物を栽培する場合や維持管理のことも考慮してかんがい用パイプ配管の利点を周知していくべきであるとの意見がありました。

次に、水道課より、平成26年度の水道水は、水道法及び町独自の水質基準による適切な水質管理により安全な水の給配水が行えていること、町内全域の主要配水管の漏水調査をし、漏水箇所の修繕を行った結果、上水道の有収率が向上したこと、高屋原浄水場の原水量について照井水源からの取水量の増加及び漏水改善により、満濃池から購入する水量が前年度比で約21万9,000トンの減、金額で約176万円を節減することができたこと、工事の発注状況、香川県広域水道事業体設立準備協議会のスケジュール、職員で行っていた各浄水場の日々の運転管理を専門の民間業者に委託したことなどについて報告がありました。

委員より、琴南地区の水道水未給水地区への事業展望について質疑があり、執行部より、水道事業は未給水地域の解消も目的の一つにあるが、地理的条件等により事業費が膨大となることや相当な受益者負担が発生することから現在も整備が進んでおらず、水道事業者としては今後も厳しいものと思うとの答弁があり、委員より、広域水道事業体に対してこの問題にも取り組んでもらうようにとの意見があり、執行部より、広域化は人口減少に向けての財政の健全化、香川用水の一元化、施設の耐震化の促進が大きな要因となり企業団設立を目的としているが、水道事業の目的の一つでもある未給水地域の解消という理念は失うものではないので、水道事業としてこの課題に取り組むのであれば、町単独より広域化で取り組むほうが有効であるとの答弁でありました。

また、その他として、委員より、財田川、金倉川の河川整備基本方針、整備計画策定の要望や、主要道の歩道整備、町道の維持管理等の方針についての質疑や意見がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後４時４０分に委員会を閉会いたしました。

これで、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第８ 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

○関洋三議長 日程第８、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の所管事務調査について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、松下一美君。

○松下一美総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る６月５日、午前９時３０分より、第１委員会室におきまして、委員全員、執行部より、町長、副町長、所管課長全員出席のもと、総務常任委員会を開催しました。

議題は、所管事務調査、その他についてです。

まず、総務課より、事業報告、火災・救急出動報告、交通事故発生状況報告、高齢者免許返納者状況、防災出前講座、若者定住促進事業住宅取得補助金申請状況、自転車運転者講習制度等について報告がありました。

委員より、防災出前講習について、本年度はまだ受講希望団体がないことについて自治会等への周知が不十分なのではないかとの質疑があり、執行部より、まだ年度初めであること、現在、町政懇談会の場で周知を行っている最中であり、申し込みは今後入ってくると思われるとの答弁がありました。

委員より、自治会の防災に対する意識が依然低いと思われることから、行政が町内の防災士会結成の後押しをするなどして防災意識の高揚と防災組織の体制強化を図っていく必要があるとの意見がありました。

また、委員より、若者定住促進事業で住宅取得補助金の申請状況について質疑があり、執行部より、現在、申請件数１８件、交付金額１，７９１万円で、四条地区、高篠地区への移住が多いとの答弁がありました。

また、委員より、道路交通法改正に伴う自転車の講習制度について質疑があり、執行部より、自転車の逆走や一時停止無視、酒酔い運転などの危険行為を反復して行った者に対し、自転車運転者講習の受講義務づけや懲役・罰金などの罰則が科せられることになることの説明があり、委員より、自転車通学をする生徒への安全教育や、ルールを形がい化させないための自治会や地域住民組織等による監視体制強化などについて行政が積極的に指導していくべきであるとの意見がありました。

次に、企画政策課より、定住自立圏形成、国際交流協会関係の事業報告、出資法人関係

で土地開発公社、ことなみ振興公社、仲南振興公社、グリーンパークまんのうの事業報告、決算報告、町政懇談会開催状況、人権啓発事業報告、男女共同参画推進事業等についての報告がありました。

また、NHK巡回ラジオ体操で560人の参加があったことや、まち・ひと・しごと創生関係で、有識者会議設置や県主催の地域おこし協力隊合同募集説明会に参加したことの報告もありました。

委員より、両振興公社とグリーンパークまんのうの経営状態が上向いている要因について質疑があり、執行部より、琴南振興公社についてはサービス充実による集客や経費等の削減努力により黒字に転換したこと、仲南振興公社については、産直部門は参加者の高齢化の影響や類似施設開設による来客者の減少により売り上げが減となったが、温泉部門でエコキュート導入による燃料費の縮減等により減収分をカバーできたことから前年度より赤字幅を縮減できたこと、グリーンパークまんのうについては、今期のモンスターバッシュ開催時の売り上げが伸びたことから黒字に転じたとの答弁がありました。

委員より、人件費等のカットにより経営が維持できている部分もあるが、各施設の特徴を生かし存続していくように、また、地元町として国営公園にモンスターバッシュ以外にも定期的に大きなイベントを開催してもらうよう提言していくことが必要であるとの意見があり、執行部より、産直部門については地域産業の振興や雇用面について十分考えながら進めたいこと、グリーンパークまんのうについては指定管理の制限の中での業務となっているが、地域活性化のためにまんのう公園という資源を有効に活用していけるよう公園側とも協議を行っていききたいとの答弁がありました。

また、委員より、町民が町内の公共施設を有機的・効率的に活用することができるよう巡回バスなどの公共交通網を充実させていくべきであるとの意見や、モンスターバッシュ開催時の宿がとれない観客の受け入れ方法や、治安上のことも考慮して対策を講じていく必要があるとの意見がありました。

また、委員より、あいあいタクシーの運行エリアの見直し協議の進捗について質疑があり、執行部より、町内の協力事業者と再度協議を行ったが、理解を得ることはできなかった。今後も努力を重ねていきたいとの答弁があり、委員より、事業者間の意思統一が難しいのなら、個別に協力してくれる事業者と交渉するようにしてはどうかとの意見がありました。

また、委員より、地域おこし協力隊合同説明会について質疑があり、執行部より、隊員募集について説明を受けた人は東京会場、大阪会場それぞれ5人程度であったこと、電話での問い合わせが2件あったことの報告が、また隊員の人選は本当に熱意を持って地域おこしを担ってくれる人を慎重に選びたいとの説明がありました。

次に、税務課より、町税の調定額について固定資産税調定額9億9,300万円余り、軽自動車税調定額5,890万円余りとなり前年度より微増となっていること、個人町民税の調定額については6億6,400万円余りで微減となっていることの報告がありまし

た。

委員より、オートバイの登録台数が減少していることと軽自動車の登録台数が増加したことについて質疑があり、執行部より、軽自動車税の税額が上がることを見込んだ動きによるものと思われるとの答弁がありました。

次に、会計室より、平成26年度会計の最終処理を行っており、概数で一般会計の収入済額111億58万円、支出済額100億3,135万円、決算剰余金約9億円となり剰余金が通常時より多くなった。これは交付税が3億円ほど多くなってきたことが要因であるとの報告がありました。

次に、琴南支所より、美合財産区議会や琴南イベント協会総会、琴南地区戦没者追悼式等の事業報告がありました。

次に、仲南支所より、仲南地区消防団辞令交付式、仲南地区戦没者追悼式等の事業報告、町民文化ホールやバスの利用実績報告の後、仲南支所東側進入路整備工事について5月1日に株式会社片倉工務店と契約を締結し、現在の進捗率は約20%であるとの報告がありました。

委員より、支所周辺整備を行う上で、旧公民館周辺の支障木等の処理方法については地元住民と十分協議を重ねていくよう意見がありました。

次に、その他として、委員より、公用車の特殊車両の車検を町内業者に発注するようなどの要望や、財産区のあり方についての意見がありました。

以上、所管事務調査を行い、正午に委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

質問者、12番、三好勝利議員。

○三好勝利議員 委員長が隣におるんで、きょう、初めて隣り合わせに座ったんで、組みかえで非常に申しわけないんですけど、例えば、委員長の報告でデマンドタクシー、それからスクールバス云々ありましたけど、交通体系を決めるのは総務委員、その交通体系を利用させていただくのは我々教育民生がやっておる生活弱者の利用がほとんど100%近いと思うんです。そういう点は、結局、我々がいつも要望しておるし、本当の弱者の立場を思ってやるのか、学校のスクールバスを本当に生徒のための云々でやっておるのか、その辺の意見が出たのかどうか、それは我々の総務委員会に任すから、おまえら要らんことを言うなというのか、それともやっぱり今後ともそういうコネクションを持って意見交換しながらやっていくという意見が出ましたかどうか、その分だけちょっと委員長、ひとつお願いします。

○関洋三議長 答弁、委員長。

○松下一美総務常任委員長 ただいまの議員指摘の件でありますけど、やはり委員会

におきましても、毎回のようにこのデマンドにつきましては意見が出ておりますけど、なかなか満足な回答に至ってないところもありますけど、今後、辛抱強くやっていったらと思っております。

○関洋三議長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第9 PFI問題対策特別委員会の委員長報告（PFI問題対策特別委員長）

○関洋三議長 日程第9、PFI問題対策特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。

PFI問題対策特別委員会の委員長の報告を求めます。

PFI問題対策特別委員会委員長、竹林昌秀君。

○竹林昌秀PFI問題対策特別委員長 PFI問題対策特別委員会の審議経過とその結果を御報告申し上げます。

3月定例会以後、3回開催していますが、3回とも全委員と議長の出席を得ています。執行部は、副町長、教育長、総務課長、学校教育課長、中学校対策室の職員全員が3回とも出席しています。会計室長は4月8日と6月10日に出席し、社会教育課長は6月10日に出席している。町長は4月8日欠席、5月14日は中途退席、6月10日は途中から出席したが、委員長が事前に承認した扱いとなっています。

4月8日には、施工の品質問題を第三者委員会で審議した420項目の取り扱いの説明を受けて、以下のとおり承認しました。

一つ、修補等の費用は全て特別目的会社が負担する。

二つ、追加施工の必要なものは10項目である。

三つ、修繕の必要なものは28項目である。

四つ、調査や確認が要るものは2項目である。

残された問題点は次のとおりです。

一つ、ガラスの厚み4.5の記載は間違いであり、4.0の寸法で台湾製であることから、JIS規格に適合するのか調査を行う。

二つ、カビの問題は維持管理業務として、今後、対応させる。

三つ、雨漏りの早期の完全解決は不可欠である。

四つ、グラウンドも維持管理業務として、今後、対応させる。

本特別委員会で合意した今後への対処は以下のとおりである。

一つ、主幹事会社は欠陥は全て直すと言っており、第三者委員会の審議結果を承認しながら、その実施をトレースしていく。

二つ、建物の追加施工は早急な実施を求める。

三つ、追加施工や補修は実施の進捗が進展するたびに、順次、議会へ報告することを求

める。

四つ、迷惑料（契約不履行による損害賠償請求）への意見と、再発防止策の提言を第三者検討委員会に求める。

五つ、維持管理水準のことであれば当特別委員会へは事後報告で十分であり、生徒や住民の安心できる利用のために早急に対策を実施する。

六つ、契約の履行を求めることは元来執行権の範疇であり、町長のゆるぎない対応を求める。

七つ、施工の品質問題の一区切りがつけば、維持管理などを運用のモニタリングを教育民生常任委員会へ移管する時期を探り、通常運営への移行を目指す。

八つ、P F I 契約に基づく平成 26 年度の第四四半期分 1, 7 3 8 万 4, 0 0 0 円の支払いを承認した。

以上が、4 月 8 日の審議報告です。

住民の求めは、「いつまでかかるのだ」と、早期解決であり、執行部も議会も相手会社もこの一点については利害が完全に一致すると、委員全員が早期決着に向けて結束を確認して閉会しました。

次いで、5 月 14 日には施工の品質問題の整理の見通しが立ってきたので、迷惑料と再発防止策の検討をどのように第三者委員会へ依頼するのか、委員長提案を素案として、その内容を協議した。

第一点、第三者委員会の委員長は、議会からの提案は文書で行うことを求めており、議長から町長経由で提出する。

二つ、議会は迷惑料の請求項目やその内容を羅列して提示するが、町長に交渉の融通を持たせる必要もあり、当面は条項で拘束しない。

第三点、迷惑をかけたことへの弁償は、相手会社が会社組織として円滑に進展させることができるような形を求める。

第四点、施工の監理責任を問う有力発言があるが、P F I 契約の構造に照らした論議を重ねて対応する。

第五点、弁護士はあくまで代理人であり、町は当事者としての姿勢を明確に打ち出さねばならぬ。

第六点、迷惑料請求と再発防止策の審議事務局は、施工の品質管理と同様に中学校対策室が担う。

第七点、議会が第三者委員会の結論をうのみにせず、住民の利害の代弁者としての確な判断ができるように、本町 P F I の独自性や長短を研究する研修の検討を行う。

第八点、第三者委員会の審議を踏まえて問題決着に導くことを最優先の方針とする。

第九点、今年度内に決着をつけるためには、第三者委員会を月に二、三回開かぬと早期決着できぬ。開催時には次やその次の日程も押さえていくくらいの段取りを求める。

町長が所用のため途中退席したので、副町長から、行政と議会のバランスを大事にして

お互いの役割を果たしたい。今までも執行部が気づかぬことを多々指摘していただいたし、今後もどんどん提案していただきたいとの発言を得て閉会した。

第3回目は6月10日で、町の顧問弁護士から、当議会が提出した迷惑料の請求をめぐり法律の説明を受けて意見交換した。この内容は今後の交渉のために現時点では概括にとどめさせていただきます。

町長のこの迷惑料交渉や決着に向けての協議が地域社会の利害を代弁し、町民の理解の納得が得られる決着となり、施設の設置目的を果たすものとなるように、議会は結束して支援していく合意を得た。

なお、中学校対策室より既に5月22日付で議員全員に配付してある品質問題解決計画書に基づく17項目の補修報告を受けて、これを了承した。

最後に町長より、相手会社も早期解決を望んでいるはずだ。顧問弁護士との協議を経て折衝するので、より一層の議会の協力をお願いするとの挨拶を受けて閉会した。

以上、3月定例議会以降のPFI問題対策特別委員会の3回分の審議の経過、その結果を御報告申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、PFI問題対策特別委員会の委員長報告を終わります。
ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第10 発委第1号 まんのう町議会会議規則の一部改正について

○関洋三議長 日程第10、発委第1号 まんのう町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、白川正樹君。

○白川正樹議会運営委員長 発委第1号 まんのう町議会会議規則の一部改正についての提案理由を御説明申し上げます。

この改正は、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、男女共同参画を考慮した議会活動を促進するために行うもので、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するものです。

なお、標準町村議会会議規則におきましても同様の改正が行われております。

御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、

委員会提出案件でありますので、委員会付託は行いません。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、発委第1号 まんのう町議会会議規則の一部改正についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 発委第2号 まんのう町議会傍聴規則の一部改正について

○関洋三議長 日程第11、発委第2号 まんのう町議会傍聴規則の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、白川正樹君。

○白川正樹議会運営委員長 発委第2号 まんのう町議会傍聴規則の一部改正についての提案理由を御説明申し上げます。

この改正は、つえを必要とする体の不自由な人も積極的に傍聴に参加できる開かれた議会とするために、傍聴席へのつえの持ち込みを認めるとするもので、条文中にある「杖」を削除するものです。

なお、標準町村議会傍聴規則におきましても同様の改正が行われております。

御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております発委第2号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会提出案件でありますので、委員会付託は行いません。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、発委第2号 まんのう町議会傍聴規則の一部改正についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 1 号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第 1 2、議案第 1 号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それでは、議案第 1 号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

現行の条例では、町外に在住する非常勤の特別職職員が、委員会等に参加するために来庁する費用を弁償する規定は別表 3 の 1、500 円だけであるため、町外及び県外の非常勤の特別職職員に参加を求めることに不都合が生じています。このことから、出席旅費を実費弁償できるように条例改正を行うものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 1 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 1 号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 2 号 まんのう町診療所管理運営事業基金条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第 1 3、議案第 2 号 まんのう町診療所管理運営事業基金条例の

一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第２号 まんのう町診療所管理運営事業基金条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

まんのう町造田及び美合内科診療所においては、本年度から国の特別調整交付金を受けるため、まんのう町立診療所条例の一部改正とまんのう町特別会計条例の一部改正を行い、まんのう町国民健康保険診療所として運営いたしております。

今回、御提案のまんのう町診療所管理運営事業基金条例の一部改正につきましては、５月末の出納閉鎖までは平成２６年度基金の出し入れが発生する可能性があったため、出納整理期間終了後の６月議会において提案させていただきました。

改正内容でございますが、まんのう町診療所管理運営事業基金条例の第１条、まんのう町診療所特別会計（以下「診療所特別会計」という。）及びを削除、第４条、診療所特別会計を直診勘定に改正、第６条、診療所特別会計及びを削除するものでございます。

施行期日は、先ほどの理由により公布の日から施行し、この条例による改正後のまんのう町診療所管理運営事業基金条例の規定は平成２７年４月１日から適用するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第２号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第２号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第２号 まんのう町診療所管理運営事業基金条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 3 号 香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について

○関洋三議長 日程第 1 4、議案第 3 号 香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第 3 号 香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についての提案理由を申し上げます。

小豆医療組合が平成 2 7 年 4 月 1 日から地方公営企業法の規定の全部を適用することにより、その名称が小豆島中央病院企業団となったこと及び当該企業団の退職手当に関する事務を当組合において共同処理するため、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、香川縣市町総合事務組合規約の変更に係る関係地方公共団体の協議が必要となりました。

ついては、この協議について、同法第 2 9 0 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 3 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありあせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 3 号 香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 5 議案第 4 号 平成 2 7 年度まんのう町一般会計予算（案）第 1 号

○関洋三議長 日程第 1 5、議案第 4 号 平成 2 7 年度まんのう町一般会計予算（案）第 1 号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第4号 平成27年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正については、3ページの第1表をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,982万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億1,682万6,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正は、5ページの第2表をごらんください。

これは、起債の目的にある事業について変更分を表に記載しております。

それでは、補正予算事項別明細書により、歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

第14款国庫支出金1,800万円の減額は、第5目教育費国庫補助金において公立学校施設整備費補助金の減額によるもので、内訳は高篠小学校大規模改修工事分の1,700万円が皆減、同じく高篠小学校体育館天井落下防止工事分として100万円が減額となったものでございます。

10ページをお開きください。

第15款県支出金1,604万5,000円の増額では、第1目民生費県負担金において民生委員活動費負担金を4万5,000円の増額です。補正額が少額ではありますが、全額が県費対象となることから予算措置が必要となります。

第4目農林水産業費県補助金では、26年度繰越事業分であるため池ハザードマップ緊急支援事業補助金の1,600万円をそれぞれ増額するものでございます。

11ページをお開きください。

第18款繰入金2,491万9,000円の減額は、第1目財政調整基金繰入金を9億7,508万1,000円増額し、第12目子ども未来夢基金繰入金を10億円減額したことによるものです。これは、当初予算では子ども未来夢基金から繰り入れとなっていたましたが、財政調整基金から10億円を繰り入れするのが正解であるため、補正修正を行うものであります。なお、補正額の2,491万9,000円の減額は財源調整をした額となっております。

12ページをお開きください。

第21款町債7,670万円の増額は、第8目教育債において小学校施設整備事業の財源として国庫補助金が皆減されたことも考慮し、合併特例債を7,670万円増額したことによるものでございます。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

13ページをごらんください。

第1款議会費は、第1項議会費において、第1目議会費で共済費、賃金合わせて178万1,000円を増額いたしております。

14ページをお開きください。

第3款民生費は、第1項社会福祉費において、第1目社会福祉総務費で民生児童委員推薦会報償費を4万5,000円増額いたしております。

15ページをごらんください。

第10款教育費は4,800万円の増額です。これは、第2項小学校費において、第3目学校建設費で高篠小学校校舎棟大規模改修事業費を4,000万円、高篠小学校屋内運動場天井撤去事業費を800万円増額するものでございます。

なお、16ページに地方債の現在高等に関する調書を添付いたしておりますので、お目通しのほどよろしく願い申し上げます。

以上、議案第4号 平成27年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号について説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入りますが、この議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第16 発議第1号 非核平和都市宣言に関する決議案について

○関洋三議長 日程第16、発議第1号 非核平和都市宣言に関する決議案についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まんのう町議会議員、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 非核平和都市宣言に関する決議案について、提案理由を説明いたします。

この非核宣言都市については、従来、日本が世界で唯一の被爆国でありまして、長崎、広島で原爆の被害を受けました。その経験を踏まえて、非核三原則というものを国としてやりまして、核をつくらず、持たず、持ち込ませずということが是正になっております。そういった中で、各市町においても各自治体においても非核宣言都市を宣言しようじゃないかと、こういう意味で昭和50年前後に取り組みされたものであります。

そして、我がまんのう町においても、旧仲南、琴南、満濃町で全ての議会で先輩が全部可決して、採択して、決議をしたところであります。しかしながら、合併以降、新まんの

う町についてはしてなかったので、先輩の意向を汚すことなく、新しいまんのう町でも非核三原則を厳守していこうという意思決定をする意味で、非核平和都市宣言を提案するものであります。

それでは、読み上げて提案いたします。

発議第1号 非核平和都市宣言に関する決議案について。

上記の議案を別紙のとおりまんのう町議会規則第14条第3項の規定により提出いたします。

平成27年6月19日、まんのう町議会議長、関洋三殿。

提出者、藤田昌大。

賛成者、松下一美。

非核平和都市宣言に関する決議案。

世界の恒久平和と安全を実現することは人類共通の念願である。しかしながら、核軍備の拡張は依然として強まり、世界平和、人類の生活に深刻な脅威をもたらしている。我が国が世界唯一の被爆国として核兵器の恐ろしさと被爆者の苦しみを全世界の人々に訴え、再び広島、長崎の惨状を繰り返してはならない。まんのう町は非核三原則の完全な遵守を求め、あらゆる国の核兵器の廃絶と軍縮を求める。

我々は、ここに、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念を日常の町民生活の中に生かし、子々孫々に継承するため、非核、平和の町たることを厳粛に宣言する。

平成27年6月19日、まんのう町議会。

以上であります。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、発議第1号 非核平和都市宣言に関する決議案についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、次回会議の再開は、６月２２日、午前９時３０分といたします。本議場に御参集願います。

本日は、これで散会いたします。

散会 午前１１時５０分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 7 年 6 月 1 9 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員